

また、児童発達支援センターは地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められていますが、島しょ圏域の各町村においては、まだ設置はされていません。今後、障害児支援の中核的な役割を担える体制について検討をしていく必要があります。

【施策展開の基本方針】

- 各関係機関が連携し、障害者が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 障害者についての理解を深めるため、普及啓発を実施します。
- 精神障害者の退院後の地域生活移行を促進します。

【今後の取組】

- 1 地域生活基盤の整備
- 2 各関係機関の連携
- 3 就労支援の推進
- 4 療育支援体制の整備
- 5 障害者に関する普及啓発の実施

【指標】

指標名	現状	目標値
障害者地域自立支援協議会の開催	3 町村で開催	会議開催町村数の増加

《関係機関等の取組》

町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者地域自立支援協議会の設置・運営を行います。 ・ 地域の実情に応じた福祉サービスを充実させます。 ・ 障害者への理解を深めるための普及啓発を行います。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児が安心して学校生活を送れるように支援を行います。 ・ 障害について教育を行います。 ・ 教育と保育等との連携を強化します。
医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、適切な医療を提供します。 ・ 地域生活移行への支援を行います。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者への理解を深め、適切な支援を行います。
島 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害についての正しい知識の理解に努め、障害者が地域で自立し安心して暮らせる地域づくりに協力します。
保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町村や関係機関と連携して相談支援を充実させます。 ・ 各種の巡回相談事業を充実させます。 ・ 精神科救急等の患者搬送について関係部署との情報共有・検討を行います。

利島村における精神科デイケア

利島村は人口約 300 人の一島一村ですが、村独自の精神科デイケア事業を平成 16 年度から展開しています。

毎月 1 回、土日を利用して、土曜日にデイケア、日曜日にイブニングケアを実施しており、来島した精神科医や保健師も加わって様々な活動を行っています。

土曜日のデイケアでは、おやつ作りや手芸などの屋内の活動を実施し、日曜日のイブニングケアでは、調理実習のほか、ハイキングやバーベキューなどの屋外活動も実施しています。珍しいところでは、島内に生える光るキノコを見に行こうという企画もあり、バリエーションに富んだ色々な活動を行っています。

参加者は少人数ではありますが、だからこそその手厚い事業が実施されています。

5 難病対策

【現状と課題】

難病とは、原因不明で治療法未確立の希少な疾病であり、長期の療養を必要とするものです。平成25年4月からは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」により、障害者の定義に新たに難病等が含まれ、福祉サービスの一元化が図られるとともに、障害福祉サービスの対象となる難病等の範囲も拡大しました。

各町村においては、医療費助成申請の業務や障害福祉サービスの提供を行っています。

島しょ保健所の各出張所・支所では、保健師による訪問相談指導の他、専門医・理学療法士等による島しょ専門医等相談指導（通称「難病専門医巡回相談」）を年1回実施し、在宅療養支援に努めています。

しかし、島しょ圏域では、在宅医療を担う診療所や訪問看護、リハビリテーションや福祉サービスを担うことのできる社会資源や専門職等の人材が不足しており、在宅難病患者や介護者（家族）が安心して在宅療養を継続することが困難です。このため、神経難病など医療依存度の高い在宅難病患者は、島内での療養生活をあきらめざるを得ない状況があります。

医療や福祉資源の少ない島しょ圏域においては、難病医療を受けるための支援や地域の支援者と連携した在宅療養支援体制の整備が一層必要です。

特殊疾病認定患者数推移 (人)

区分	合計	大島町	利島村	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	ハ丈町	青ヶ島村	小笠原村
平成25年度	218	73	1	24	15	28	2	66	2	7
平成26年度	228	74	1	23	17	31	3	67	2	10
平成27年度	238	80	1	24	17	30	2	73	2	9
平成28年度	228	73	1	24	13	33	2	71	1	10

資料：「福祉・衛生統計年報」（各年度3月31日現在）東京都福祉保健局総務部総務課

【施策展開の基本方針】

- 在宅で療養生活を送る難病患者が、安心して島内で療養できるよう、難病に関する知識の普及を図るとともに、専門医等による巡回相談を引き続き実施します。
- 島内の実情に応じた在宅療養体制を構築するため、町村や支援関係者との連携の場を確保します。
- 難病患者支援に関わる人材の育成に努めます。

【今後の取組】

- 1 在宅療養支援の充実
- 2 支援関係者のネットワークの充実
- 3 支援関係者的人材育成

《関係機関等の取組》

町 村	<ul style="list-style-type: none"> • 難病や人工透析を必要とする腎不全等の医療費助成などの申請受理を通じて相談を行います。 • 障害福祉サービス等の提供を行います。
事 業 者 医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> • 難病患者の在宅療養生活を支えるため、医療・福祉等の関係機関は連携してサービスを提供します。
島 民	<ul style="list-style-type: none"> • 難病患者が島内で安心して暮らせるために、難病に関する正しい知識を身につけ、難病患者に関する理解を深めます。
保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> • 難病患者の個別支援のほか、講演会等による普及啓発を行います。 • 難病専門医巡回相談や東京都難病相談・支援センター等を活用し、患者・家族の相談や地域の医療・福祉関係者等に難病に関する最新の知識や在宅療養支援に関する情報提供などの支援を進めます。 • 島内の医師を含めた保健医療福祉関係者の連携の機会を確保し、ネットワークを強化するために、難病療養支援のための関係者連絡会を開催します。

難病患者災害時個別支援計画（大島町・大島出張所の取組）

平成29年度から、東京都が作成した「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」（平成24年3月）を参考に、大島町福祉けんこう課と島しょ保健所大島出張所が中心となり、難病患者災害時個別支援計画の作成に着手しました。

まず、はじめに、試行的に1件の難病患者災害時支援計画を作成し、検討を重ね、平成30年3月には冊子「大島町 難病患者災害時個別支援計画」を作成することができました。

平成30年度からは、対象者の選定や具体的な計画作成を進め、難病療養支援連絡会の中で、患者の基本情報、現在の身体状況について情報共有し、今後は在宅障害者の個別支援計画についても進めていく予定です。